

1. 令和9年度放課後子ども育成教室登録申込書の受付を開始します

令和9年4月1日以降の放課後子ども育成教室利用登録申込の受付を以下のとおり開始します。

2. 長期休業期間利用について

通年利用登録（4月1日～3月31日）に加え、盆休みや正月休みを除く学校長期休業期間（夏休み：7月～8月、冬休み：12月～1月、春休み：3月）のみの利用登録が可能です。

長期休業期間のみの利用登録についても、今回の受付期間で申し込みが必要ですので、ご希望の方は受付期間中にお申し込みください。

※学校長期休業期間のみ利用では、4月は含まれておりませんのでご注意ください。

3. 登録手続きについて

▷対象児童：令和9年4月時点で町内の小学校に在籍する1年生から6年生

▷受付期間：令和8年10月1日（木）～令和8年10月21日（水）9：00～17：00
（平日12：00～13：00、土曜、日曜、祝日を除く）

▷受付場所：現在既にクラブを利用中の方 → 利用中のクラブ（新たに利用希望の兄弟姉妹も受付可）
来年度新たにクラブを利用希望の方 → こども課（さわやかホール2階）

▷必要書類：☐ 放課後子ども育成教室登録申込書（両面） ☐ 連絡票（両面）

☐ 就労証明書等の添付書類（以下、添付書類一覧参照）

添付書類一覧	
保護者等の状況	必要な書類
居宅内外の労働をしているまたは就職が決まっている方（内職・自営含む）	☐ 就労証明書（自営業の方は、自営業を証明するもの（開業届の写しや確定申告書の写し等）を合わせて添付をお願いします）
介護又は看護、療養を要するため在宅保育が困難な方	☐ 求職要件等に関する申立書並びに証明書 ☐ 介護認定証等の写しもしくは身体障害者手帳等の写し
疾病や障がい有するため在宅保育が困難な方	☐ 求職要件等に関する申立書並びに証明書 ☐ 診断書もしくは身体障害者手帳等の写し
求職活動をしている方	☐ 求職要件等に関する申立書並びに証明書
保護者が就学している方	☐ 求職要件等に関する申立書並びに証明書 ☐ 就学が確認出来る書類（在学証明書や学生証等の写し） ☐ 授業内容が確認出来るカリキュラム等
ひとり親家庭の方	☐ ひとり親家庭を証明する書類（児童扶養手当証書等）

※ 同居家族に保護者以外の方（祖父母等で概ね65歳未満）がおられる場合は、その方の就労証明書等の添付書類も提出してください。無くても申請できますが、指数が減点されます。

※ 令和9年度の保育所等新規入所申込（受付期間：令和8年10月1日～21日）で就労証明書をこども課に提出している場合は、保育園入園申し込み時と同じ就労証明書をご利用いただけます。

4. 登録認定通知書について

12月頃に郵送させていただきます。

- ※ 申込みの児童数が登録可能数を上回った場合は選考により決定します。そのため、利用していただけない場合もありますのでご了承ください。
- ※ 希望児童が他害、破壊行為、衝動性が抑えられないことで希望児童と他児の安全確保ができないような場合は、受け入れを見送らせていただく場合がございます。

5. 放課後子ども育成教室詳細

○各放課後子ども育成教室の名称と場所

校区	教室名	場所
広陵西小学校 (平尾・疋相・大垣内・赤部・斉音寺)	あすなろクラブ	平尾542番地(広陵西小学校内) 平尾525番地8
広陵西小学校 (六道山・大塚・安部・笠)	あすなろ第二クラブ	平尾533番地(元グリーンライフ真美ヶ丘)
広陵東小学校	かしのきクラブ	百済1831番地1(元広陵東小学校附属幼稚園)
広陵北小学校	くすのきクラブ	弁財天303番地(広陵北小学校内) 弁財天317番地(広陵北かぐやこども園西側)
真美ヶ丘第一小学校	ひまわりクラブ	馬見南2丁目1番30号(真美ヶ丘第一小学校内)
真美ヶ丘第二小学校	すぎのきクラブ	馬見北7丁目1番32号(真美ヶ丘第二小学校内)

- ※ 西小学校区の方は、上記記載の大字地区別に教室名を指定しておりますが、登録者の状況によっては、校区内で調整させていただくことがあります。

○開設時間

平日：放課後～19:00 土曜及び学校休業日：7:30～19:00

○休業日

日曜日、祝日、8月14日～16日、12月29日～翌年1月4日

○利用料

利用時間	17:00まで	17:30まで	18:00まで	18:30まで	19:00まで
利用料(月額)	4,000円	4,500円	5,000円	5,500円	6,000円

- ※ 上記利用料とは別に教材費（クラブから徴収があります。）が必要です。
- ※ 利用料及び教材費は月途中で利用しなくなった場合等の日割り計算は行いません。
- ※ ひとり親家庭で住民税非課税世帯の場合は、申請により利用料から2,000円が減免となります。

6. 利用休止の取り扱いについて

放課後子ども育成教室の利用を1か月単位で休止することができます（前月の25日までに申請してください）。休止した月は利用料・教材費の支払いは発生しません。

- ※ 2か月続けて休止することはできません。

7. 運営について

広陵町では、放課後子ども育成教室のサービスの充実と質向上のため、令和8年度からすべてのクラブの運営を民間企業へ委託しております。

8. 民間学童について

広陵町では、民間事業者が実施している学童施設があります。

- ※ 申し込みやお問い合わせについては、各教室へ直接ご連絡ください。

教室名	場所	電話番号
放課後児童クラブみのり広陵教室	疋相401番地2	070-6542-5256
放課後児童クラブみのり広陵北教室	南1番地13	070-5652-5126

9. お問い合わせ先

〒635-0821 広陵町大字笠161番地2 広陵町総合保健福祉会館「さわやかホール」
こどもまんなか部こども課 ☎ 0745-55-6820